

技能実習制度の関係者の皆様へ

～お知らせ～

育成就労制度の運用開始に伴い、
令和 9 年 4 月以降、**技能実習 3 号に移行
できない場合があります！**

- ⚠ 令和 9 年 4 月 1 日から育成就労制度が運用開始されます。
- ⚠ 令和 9 年 4 月 1 日時点で現に行っている技能実習及び令和 9 年 3 月 31 日までにされた技能実習計画の認定の申請（技能実習の期間の始期が令和 9 年 6 月 30 日までのものに限ります。）により、認定を受けた技能実習計画に基づき行う技能実習は、令和 9 年 4 月 1 日以降も引き続き行うことができます。
- ⚠ 育成就労制度の運用開始後に、技能実習 2 号で在留する技能実習生が技能実習 3 号に移行するには、令和 9 年 4 月 1 日時点で技能実習 2 号の活動を 1 年以上行っていることが必要です。
- ⚠ 技能実習 2 号の活動を 1 年以上行っているかは、在留資格変更許可日から 1 年以上技能実習を行っているかどうかで判断されます。
- ⚠ このため、技能実習 3 号に移行するためには、遅くとも令和 8 年 4 月 1 日には技能実習 2 号の活動を開始している必要があります。